

重要事項説明書

大原西保育園

2024 版

この「重要事項説明書」は、「太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年太田市条例第 32 号）」に定める第 2 章「運営に関する基準」の規定に基づき、特定教育・保育の提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 特定教育・保育を提供する法人について

法人名称	社会福祉法人 大樹会
代表者氏名	理事長 椎名 康夫
法人所在地 (連絡先及び電話番号等)	太田市大原町1777番地 大原西保育園 0277-78-5580
設立年月日	昭和52年9月1日

2 特定教育・保育を提供する施設について

(1) 施設の所在地等

施設の種類	保育所
施設名称	大原西保育園
施設番号	1020551000539
施設長	園長 椎名 康夫
施設所在地	太田市大原町1777番地
連絡先	0277-78-5580

(2) 保育理念

保育理念	<ul style="list-style-type: none">・ 恵まれた自然環境の中、明るく楽しい園生活を送る保育をします。・ 粘り強く頑張る心、思いやりの心を育てていきます。
------	---

(3) 開所日

開所日	月曜日～土曜日
-----	---------

(4)保育時間

保 育 時 間	認定区分	月曜日～金曜日	土曜日
	標準時間	午前7時～午後6時	午前7時～午後6時
	短時間	午前8時15分～ 午後4時15分	午前8時15分～ 午後4時15分

(5)延長保育提供可能な日と時間帯

時 間 帯	認定区分	月曜日～金曜日	土曜日
	標準時間	午後6時～午後6時30分	—
	短時間	午前7時～午前8時15分	午前7時～午前8時15分
午後4時15分～ 午後6時30分		午後4時15分～午後6時	

(6)閉所日・開所時間の短い日

	内容(期間・時間等)	備考
閉 所 日	・ 年末年始 12月29日～1月3日 ・ 国民の祝日に関する法律に規定する休日	
開所時間の短い日	毎月1回・土曜日(正午で保育終了)	職員研修のため

(7)職員体制(令和6年4月1日現在 予定)

職 名	常勤職員数	非常勤職員数
園 長	1名	—
副 園 長	1名	—
主 任 保 育 士	1名	0名
保 育 士	9名	4名
栄 養 士	2名	0名
調 理 員	0名	0名
事 務 員	0名	0名
用 務 技 師	0名	0名
嘱 託 医	0名	2名(小児科医・歯科医)

※ 基本的な職員の勤務時間は、午前8時から午後5時までです。

ただし、主任保育士及び保育士は、開所時間及び延長保育時間等を通じて、ローテーションにより勤務します。また、入所児童数の増減等に伴い職員数も増減する場合があります。

3 提供する保育の内容及び費用について

(1) 提供する保育の内容について

項 目	時 間	内 容	
基本の保育	午前 7 時 午前 8 時 15 分 午前 9 時 午前 11 時 午後 12 時 30 分 午後 3 時 午後 4 時 15 分 午後 6 時	登園開始（保育標準時間） 登園開始（保育短時間） ↓ 体操・マラソン・午前のクラス別保育開始 ↓ （おやつ）…未満児のみ ↓ 昼食 ↓ 午後の保育開始 ↓ （お昼寝） ↓ （おやつ） ↓ お迎え（保育短時間） ↓ お迎え（保育標準時間）	
延長保育	午後 6 時 ~ 午後 6 時 30 分	延長保育開始 ↓ お迎え	
不定期実施		【3 歳児以上】 ひらがなの練習 数の練習 楽器の演奏など 水泳教室（4・5 歳児） 英語（3・4・5 歳児） キッズヨガ（4・5 歳児） 習字（5 歳児）	【3 歳児未満】 言葉の練習 楽器の練習

主な年間行事	4月	入園式
	5月	
	6月	交通安全教室 歯科検診 プール開き 保育参観
	7月	七夕集会 納涼祭 わくわくデー
	9月	
	10月	運動会 遠足 ハロウィンパーティー
	11月	七五三集会
	12月	お遊戯会 クリスマス会
	1月	もちつき
	2月	節分集会 入園説明会 卒園記念写真撮影 保育参観
	3月	お別れ会 卒園遠足 卒園式 ※変更等がある場合はその都度お知らせいたします。
	他	避難訓練 防犯訓練 身体測定 誕生会 クッキング 花火指導 お弁当の日 英語(3・4・5歳児)・水泳教室・キッズヨガ (4・5歳児) 習字(5歳児)
その他の便宜の提供		アレルギー食の提供

(2) 保育料、実費徴収金について

項 目	金額	備考
保 育 料	市区町村が定めた保育料	住民税により決定します
(延長保育料)		
保育標準時間	100円	1回あたり
保育短時間	100円	朝、夕毎1回あたり
(実費徴収分)		
給食費(3歳以上児)	月額5,600円(主食費 1,100円+副食費4,500円)	太田市の助成制度があります
保護者会費	月額1,300円	
月刊誌代	月額 400円程度	歳児毎に別途お知らせします

- ① 実費徴収分は、毎月5日(土日祝祭日の場合は次の保育実施の平日)までに、現金で園に納入してください。
- ② 臨時で徴収するお金が発生した場合は、事前に通知いたします。
- ③ 実費徴収分が未納の場合は、徴収内容に関するサービスが提供できない場合があります。ご家庭の事情等で納入が厳しい場合は、ご相談ください。

(3) 障害児の受け入れ体制について

障害をお持ちの園児を受け入れる場合は、入園前に、障害の様子について保護者の方と話し合いを持たせていただいたうえで、保育の方法を決めさせていただきます。療育手帳や障害手帳がある場合は、必ずご提示ください。また、医師等の専門家の診断書等により、保育の方法を確認させていただきます。

なお、事前に伺った障害の状態と、実際の園児の状態が著しく違う（障害が重度化している）時は、当園の保育士・保育体制では対応できない場合があります。その場合は、入園をお断りすることがあります。

(4)入園時の提出書類

入園時には、以下の書類を提出していただきます。

- ① 幼児生活調査票
- ② 緊急時引き渡しカード
- ③ 重要事項説明同意書兼個人情報使用同意書
- ④ 園児の写真撮影についての同意書

4 職員の禁止行為

本園の職員は、次の行為は行いません。

- ① 在園児への虐待、暴力行為
 - ② 医療行為
 - ③ 特定の在園児への特別扱い（身体に障害がある等の理由がある場合を除く）
 - ④ 職員の施設内での飲酒、喫煙
 - ⑤ 在園児又は保護者等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- また、園児の人権の擁護・虐待の防止等のため、虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	(職名)園長 (氏名)椎名 康夫
-------------	-------------------------

5 秘密の保持と個人情報の保護について

① 在園児及びその保護者に関する秘密の保持について	ア 当園は、在園児の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 イ 当園及び職員は、保育を行う上で知り得た在園児及びその保護者の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ウ また、この秘密を保持する義務は、卒園後においても継続します。 エ 当園は、職員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	ア 当園は、在園児の保護者から予め文書で同意を得ない限り、在園児の個人情報を用いません。また、在園児の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、在園児の保護者の個人情報を用いません。 イ 当園は、在園児及びその保護者に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって

	<p>管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。</p> <p>ウ 当園が管理する情報については、在園児の保護者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしします。（開示に際して複写料などが必要な場合は在園児の保護者の負担となります。）</p>
--	---

6 相談窓口について

当園への相談・苦情等の受付	相談担当者氏名	椎名 裕子 周東 彩子
	電話番号	0277-78-5580
	受付曜日及び受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

※ 直接受け付ける以外にも、投書箱（苦情受付箱）を、門前に設置しています。お話し難い場合や匿名でのご相談の場合は、ご利用ください。

園以外の相談・苦情等の窓口	第三者委員	宮崎 武 (0277-76-5515) 小林 福司 (0277-78-5797)
	群馬県私学・子育て支援課	027-226-2626
	太田市こども課	0276-47-1943

7 緊急時の対応について

保育中に、在園児に体調に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに提携医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、保護者が予め指定する連絡先にも連絡します。

8 事故発生時の対応及び賠償について

保育サービスの提供中に事故が発生した場合は、市町村、保護者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、保育サービスの提供に伴って、当園の責めに帰すべき事由により園児の生命、身体、財産に損害を及ぼした時は、当園が加入する賠償責任保険の範囲内で保護者に対して損害を賠償します。

なお、当園は、下記の賠償責任保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	ほいくのほけん
補償の概要	保育中の事故、遠足・運動会時の事故など

9 非常災害対策について

火災や大規模な地震などの非常災害の場合、別途定められた避難マニュアルに従い、迅速に園児を避難させます。大原西保育園の第一避難場所は、大原五区公民館（太田市大原町 1857-4）です。

10 保育の記録について

- (1) 保育の実施ごとに、実施日、内容等を記録し、保管するとともに、保護者への開示（連絡帳等）を行うことで、確認を受けることとします。
- (2) 記録は、卒（退）園後、5年間保存します。
- (3) 保護者は、個人情報等を除いて、保存される保育記録の閲覧及び複写物（複写する場合は、複写代は実費をご請求させていただきます）の交付を請求することができます。

11 契約解除（退園）について

下記のような要件に該当する場合は、契約解除（退園）となる場合がありますので、ご注意ください。また、下記の(1)～(3)の要件に該当しそうな場合は、事前にご相談ください。

- (1) 保育に欠ける要件がなくなった場合や、求職中の保護者で、指定の期日（入園後90日以内）までに認定の要件を満たさない方。（支援法第19条第1項第2号及び第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき）
- (2) 利用子どもの保護者から登園の利用に係る取り消しの申出があったとき。
- (3) 市が登園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

重要事項説明同意書兼個人情報使用同意書

上記内容について、「太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年太田市条例第 32 号）」に定める第 2 章「運営に関する基準」の規定に基づき、保護者に説明を行いました。

重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
---------------	-------

施	所在地	太田市大原町 1777 番地
	法人名	社会福祉法人 大樹会
設	保育園名	大原西保育園
	説明者氏名	園長 椎名 康夫

保育園から上記内容の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者	住所	
	氏名	
園児名	氏名	

個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、次の目的のために必要最低限の範囲内において保育園が使用することに同意します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校（教育委員会）との間で情報を共有すること
 - ・他の保育所等へ転園する場合、その兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと
 - ・緊急時に、病院、消防、警察その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと
- 上記内容について同意しました。

年 月 日

保護者	住所	
	氏名	
園児名	氏名	

保護者各位

園児の写真掲載について

標記の件につきまして、お子さまの写真の掲載に
各項目の【 同意する 同意しない 】どちらかに○をつけていただき、記名をお願いいたします。

園児の写真撮影についての同意書

*園だより・クラスだよりの写真掲載 【 同意する ・ 同意しない 】

*ホームページ及びブログやSNSへの写真掲載 【 同意する ・ 同意しない 】

令和 年 月 日

園児名 _____

保護者名 _____

(園児との続柄 _____)